****

一般財団法人大阪府人権協会

〒552-0001　大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL：06-6581-8613　FAX：06-6581-8614

Eメール： [info@jinken-osaka.jp](mailto:info@jinken-osaka.jp)

　　　　大阪府委託事業

　　　　（実施団体：一般財団法人大阪府人権協会）

**令和3（2021）年度　大阪府人権総合講座　総合案内（前期）**

**オンライン方式（Zoom使用）**

**１　目　　的**

　人権教育・啓発や人権相談に携わる方に必要な知識やスキル等を経験に応じて習得できる講座を、年間を通じて開催します。これにより、人権尊重の社会づくりを推進するために必要な人材を幅広く養成します。

**２　概　　要**

1. 今年度（前期）は、新型コロナウイルス感染対策のため、オンライン方式（Zoom使用）で実施します。
2. 対象者は、大阪府内に在住・在勤で、大阪府、市町村、NPO団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる、オンライン（Zoom使用)での受講が可能な方です。
3. 受講される方のニーズや職務経験、スキル等を踏まえて、段階別に実施します。
4. 人権啓発や人権相談の現場で活躍する方を想定し、前期・後期あわせ8つの人材養成コースと幅広く人権問題が学べる人権問題科目群を設定しています。
5. 人材養成コースも含めて1科目から受講する「科目選択受講」が可能です。

コースの構成

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | | 科目数 | 定員 | 修了認定 |
| 前期 | 人材  養成  コース | ①人権担当者入門コース | 7 | 40 | - |
| ②人権ファシリテーター養成コース | 12 | 20 | あり |
| ③人権啓発企画担当者養成コース | 11 | 20 | あり |
| ④人権相談員養成コース | 12 | 50 | あり（※1） |
| 科目選択 | 人権問題科目群 | 28 | 60 | （※1） |
| 後期 | 人材  養成  コース | ⑤人権ファシリテータースキルアップコース | 6 | 20 | - |
| ⑥人権コーディネータースキルアップコース | 4 | 20 | - |
| ⑦人権相談員スキルアップコース | 12 | 30 | あり（※2） |
| ⑧人権相談員専門コース | 12 | 30 | - |
| 科目選択 | 人権問題科目群 | 16 | 40 | （※2） |

（※1）〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、人権問題科目群（前期・28科目全て）の履修が必要です。

（※2）〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受ける場合は、人権問題科目群（後期・16科目全て）の履修が必要です。詳細は後期案内でお知らせします。

**３　内　　容**

1. **人材養成コース**

　各コースの詳細については、別ページのコース案内をご覧ください。

* + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能です。

1. **人権担当者入門コース**

　　新たに人権担当になった方、新たに相談員になろうとする方を対象に、人権問題の基礎理解、人権行政の基礎等の基本的知識を学んでいただくコースです。

1. **人権ファシリテーター養成コース**

ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けたい方を対象に、職場、学校、地域等で人権学習・人権研修を参加体験型で実施できるよう、視点、行動、スキルの基礎を学んでいただくコースです。

1. **人権啓発企画担当者養成コース**

人権教育・啓発の企画や事業実施を担当する方を対象に、人権問題解決のための事業を企画・立案・実施ができるよう、企画づくりの基礎を学んでいただくコースです。

1. **人権相談員養成コース**

相談業務経験が概ね1年以下の相談員を対象に、大阪府における人権相談の現状を学ぶとともに相談援助技術の基礎を学んでいただくコースです。

* + 〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、人権問題科目群（前期・28科目全て）の履修が必要です。

1. **人権問題科目群**

様々な人権問題を幅広く学ぶことができる科目です。自由に選択して受講が可能です。

**４　実施期間**　令和3（2021）年8月17日（火）～11月5日（金）

**５　主　　催**　大阪府（実施：一般財団法人大阪府人権協会）

**６　受　　講**　オンライン（Zoom使用）での実施です。

* + パソコン、スマートフォン、タブレット等の端末でオンライン（Zoom使用）での学習環境が必要です。各自で学習できる場所、機材等を確保してください。
  + P.6、7のカリキュラム表で「形式」が演習とFWの科目、及び講義のうち「対人援助の基本姿勢」「傾聴・コミュニケーション」、はマイク・カメラ機能が必要です。これ以外の講義はマイク・カメラ機能がなくても受講は可能ですが、その場合、発言や質問はできません。
  + Zoomのアプリがなくても、インターネットで動画を閲覧できる環境があれば基本的に受講は可能です。詳細は、受講者に配布するオンライン講座実施要領を確認してください。
  + 正常に動作するか、必ず事前に接続テストを実施してください。（P.8参照）

**７　受 講 料**　無料

* + 但し、インターネット等の通信料、各科目で使用する資料（Eメールで送付するPDF等）の印刷等、受講にかかる費用は受講者の負担になります。
  + インターネット接続は、固定回線（光回線・ケーブルテレビ等）や通信容量無制限の Wi-fi環境（モバイル Wi-fi や固定回線＋Wi-fiルータ）をお勧めします。

**８　受講申込方法**

1. 受講申込書は一般財団法人大阪府人権協会のホームページ（新着情報→【大阪府委託】令和3（2021）年度　大阪府人権総合講座（前期）を開催します）からダウンロードしてください。

<http://www.jinken-osaka.jp/2021/07/22020_1_4.html>

1. 必要事項を記入の上、Eメールでお申し込みください。

　　Eメールアドレス： [info@jinken-osaka.jp](mailto:info@jinken-osaka.jp)

**9　申込期限**　令和3（2021）年7月30日（金）正午 必着

**10　受講者の決定**

　受講希望者が定員を超えた場合、

1. 人材養成コースは、コース内の科目の一部を選択して受講される方よりもコース全科目の受講者を優先します。また、コース全科目の受講者においても、府及び市町村において人権教育・啓発や人権相談の業務等に従事する方を優先します。
2. 人権問題科目群は、〈人権相談員養成コース〉の受講決定者で修了認定を希望される方を優先します。
3. 上記①②によってもなお定員を上回る場合は、抽選にて決定します。

**11　受講通知**

1. 受講の可否については、8月5日（木）以降に当協会からEメールで通知いたします。
2. 受講決定後にやむを得ず受講を辞退される場合は、速やかに当協会に連絡してください。
3. 受講決定者には別途、「受講にあたっての諸注意」と、「オンライン講座実施要領」を配布します。

**12　履　　修**

　出席及び受講レポートの提出をもって「履修」となります。モニターや資料を見ながら受講してださい。

1. 受講にかかわる、Zoomミーティング情報（URL・ID・パスコード）は、各実施日の１週間前に当該科目の受講決定者にEメールで送信します。
2. 上記メールには、各科目の資料を添付しています。印刷等は各自で事前に行なってください。
3. 出席は接続状況により確認します。なお、15分以上の遅刻、退出は欠席扱いとします。
4. やむを得ず欠席される場合は、事前にEメール等で必ず連絡をしてください。
5. 受講レポートの提出期限は厳守してください。期限後の提出は受領できない場合があります。
6. 詳細については受講が決定した方に別途お知らせします。

**13　修了認定・修了証書の交付**

1. 前期において修了認定を行うコースは、〈人権ファシリテーター養成〉、〈人権啓発企画担当者養成〉、〈人権相談員養成〉の３コースです。2年間での受講も可能です。（次年度申込要）
2. 修了認定に必要な科目は次のとおりです。

* 人権ファシリテーター養成コース： 12科目
* 人権啓発企画担当者養成コース： 11科目
* 人権相談員養成コース： 40科目　※ 人権相談員養成コース12科目と人権問題科目群（前期･28科目全て）

1. 次の①及び②の要件を満たし、かつ、「人権総合講座企画委員会」において修了認定を受けたコース受講者には、大阪府知事名の修了証書を交付します。修了証書の再交付はできません。
2. コース指定の全科目を履修すること。
   * 以下の講義科目については、やむを得ず欠席した場合、「特別レポート」（500字以上）を提出することで履修に代えることができます。

* 人権ファシリテーター養成コース：「（総論）人権について」
* 人権啓発企画担当者養成コース　：「（総論）人権について」
* 人権相談員養成コース：人権相談員養成コース（12科目）と人権問題科目群（前期･28科目)計40科目のうち4科目まで
  + 演習科目については、理由に関わらず、欠席した場合は履修したことにはなりません。

1. 提示された課題（①の要件を満たす該当者のみに提示します）についての「修了レポート」(800字以上)を期日までに作成・提出すること。

**14　科目履修証明書の交付**

　上記13の修了証書の交付対象者以外の方（例：修了認定を行わないコースの受講者や科目選択受講者、修了認定を行うコースの未修了者や修了認定を受けない受講者）で、科目履修証明書の交付を希望される方は、期日（前期講座の最終日）までに指定用紙により申請してください。履修の確認ができた科目について、科目履修証明書を交付します。

* + 請求期限を過ぎてからの交付申請受け付け、及び再交付はできません。
  + 受講レポートが未提出の科目（出席のみの科目）に対して、科目履修証明書の交付はできません。
  + 科目履修証明書は、当協会代表理事名で交付します。

**15　禁止事項**

1. Zoomミーティング情報、資料は受講者のみ利用できます。複製や拡散等の2次使用は厳禁とします。
2. 講義内容を録音・録画・キャプチャー（コンピューターへのデータ取り込みやディスプレイ上に表示されている画像データをファイルとして保存すること等）することや、SNSなどへのアップ等の2次使用も厳禁とします。
3. 上記を発見した場合、事務局は廃棄・削除の要求、及び受講の取り消しができることとします。

**16　そ の 他**

1. 受講申込書に記入いただいた個人情報は、本講座の運営のためにのみ使用することとし、適正に管理します。
2. 今年度（前期）は新型コロナウイルス感染防止策として、Zoomを使用したオンライン形式で実施します。そのため、申込書及びレポート提出等も基本的にはEメールでの受け付けになります。ご了承ください。
3. 大阪府人権擁護士に関する事は大阪府人権局人権擁護課にお問い合わせください。（P.8参照）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| |  | | --- | | ◆人権担当者入門コース◆ |   新たに人権担当になった方、新たに相談員になろうとする方を対象に、人権問題の基礎理解、人権行政の基礎等の基本的知識を学んでいただくコースです。  　新任の方だけではなく、人権問題解決のため、何をどのように取り組めばよいのか戸惑っている方にもお勧めです。  ■実施日時：   1. 8月17日（火）   9:30～11:00　（総論）人権について   1. 8月23日（月）   13:00～15:00　人権問題の基礎理解  15:15～16:45　人権行政の基礎   1. 9月2日（木）   9:30～12:30　写真と解説でまちを歩く（Aコース）  13:30～16:30　写真と解説でまちを歩く（Bコース）  ■対象：新たに人権担当になった方  　　　　新たに相談員になろうとする方  ■定員：40名  ■内容：全7科目（講師・科目名等はP.6をご確認ください）   * 人権について（国際的な観点から人権保障を考える） * 人権問題の基礎理解、人権行政の基礎 * フィールドワーク（新型コロナウイルス感染対策のため、ヴァーチャルで実施します）   + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能です。   + 「人権問題の基礎理解①②」は①②を合わせて受講してください。   + フィールドワークはAコース、Bコースいずれか1コースを選択して受講してください。 | |  | | --- | | ◆人権ファシリテーター養成コース◆ |   　ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けたい方を対象に、参加体験型プログラムにより、人権学習や人権研修のノウハウを学んでいただくコースです。  　経験が無い方だけでなく、経験者も日頃の取組みを振り返る機会になります。講師からだけでなく、受講者相互の学びあいで、より多くの気づきが生まれます。  ■実施日時：   1. 8月17日（火）   9:30～11:00　（総論）人権について   1. 9月24日（金）   10:00～16:15　人権ファシリテーターとは、ワーク  ショップ体験   1. 10月4日（月）   9:30～16:45　実習に向けて、実習、ふりかえり  ■対象：ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けた  い方（経験は問いません）  ■定員：20名  ■内容：全12科目（講師・科目名等はP.6をご確認ください）   * 人権について（国際的な観点から人権保障を考える） * 人権ファシリテーターとしての視点・行動・スキル等の基礎的な学習 * 参加・体験型のプログラム体験 * ファシリテーター実習とふりかえり   「人権の視点」を大切にしたファシリテーターを基礎から目指します。スモールステップで、できることから始めてみましょう。   * + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、演習科目については半日以上受講してください。   + 10月4日の「実習①②③」の受講には、「実習に向けて①②」の受講が必須となります。 |
| |  | | --- | | ◆人権問題科目群◆ |   　いろいろな人権問題を幅広く学びたい方が、深めたい課題や学んでみたい内容に応じて、自由に選択することが可能  な科目群です。  職場、地域等において多様化する今日の人権問題を学び、人権が尊重される社会をめざしましょう。   * + 〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、人権問題科目群（前期・28科目全て）の履修（申込要）が   必要です。  P.5下段につづく→ | |
| |  | | --- | | ◆人権啓発企画担当者養成コース◆ |   　「魅力ある人権啓発事業を考えたい」「どうすれば、人権への理解がひろがるの？」など、人権啓発事業の計画・実施に悩んでいる方にお勧めのコースです。  　人権啓発の基礎と、企画立案の考え方やアイデア出し、広報等をワークショップで共に学びます。講師からだけでなく、受講者相互の学びあいでさらに良い企画にしていきます。レベルアップした企画づくりができるチャンスです。  ■実施日時：   1. 8月17日（火）   9:30～11:00　（総論）人権について   1. 9月30日（木）   10:00～16:15　事業計画の基礎、企画書にチャレンジ   1. 10月14日（木）   10:00～16:15　広報の基礎、発表、ふりかえり  ■対象：人権教育・啓発の企画や事業実施を担当する方  ■定員：20名  ■内容：全11科目（講師・科目名等はP.6をご確認ください）   * 人権について（国際的な観点から人権保障を考える） * 人権力を高める企画づくり * 啓発ツールにもなる広報づくり * 企画書作成と講評   受講者同士で意見を出し合いながら、ひとりでは考えられなかったイメージやアイデアなどを持ち帰ります。事業企画をレベルアップすることで、充実した人権啓発事業を実現しましょう。   * + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、演習科目については半日以上受講してください。 | |  | | --- | | ◆人権相談員養成コース◆ |   　相談業務経験が概ね1年以下の相談員を対象に、人権相談の状況や法律や制度、相談援助技術の基礎を学んでいただくコースです。   * + 〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、人権問題科目群（前期・28科目全て）の履修（申込要）が必要です。   ■実施日時：   1. 8月17日（火）   9:30～11:00　（総論）人権について  11:15～16:45　人権相談の現状と相談の基本、年金  制度、個人情報の保護と共有   1. 8月27日（金）   9:30～16:45　対人援助の基本姿勢、障害者総合支援  　　　　　　　 制度、雇用・労働   1. 9月7日（火）   9:30～16:45　介護保険制度、生活保護制度、傾聴・  　　　　　　　コミュニケーション  ■対象：相談業務経験が概ね1年以下の相談員  ■定員：50名  ■内容：全12科目（講師・科目名等はP.6をご確認ください）   * 人権について（国際的な観点から人権保障を考える） * 相談援助技術の基礎 * 各種法律・制度   人権相談、就労相談、女性相談…相談を受ける対象は違っても、相談の基本は同じです。より良い相談ができるように、相談業務の基本を学びます。   * + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、「対人援助の基本姿勢①②」と「傾聴・コミュニケーション①②」は各日とも①②を合わせて受講してください。 |
| →P.4下段よりつづき  ■実施日時：9月15日（水）、9月28日（火）、10月8日（金）、10月12日（火）、10月20日（水）、  10月28日（木）、11月5日（金）　各日とも9:30～16:45  ■対象：どなたでも（人権相談員養成コースの修了認定を受ける方は全科目の履修が必須です）  ■定員：各科目60名  ■内容：全28科目（講師・科目名等はP.7をご確認ください）   * 女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人の人権、同和問題、新型コロナウイルスをめぐる人権課題など、さまざまな   人権問題が学べます。   * + 人権問題科目群は全て「講義」形式のため、マイク・カメラ機能がなくても受講は可能ですが、その場合、発言や質問はできません。   + 録画映像で実施する場合があります。 | |

令和3（2021）年度　大阪府人権総合講座（前期）　**【人材養成コース】**カリキュラム

■複数のコース、コースと人権問題科目、コース内の科目の一部を選択して受講するなど自由に選択が可能です。

* 「形式」が演習とFWの科目、及び講義のうち「対人援助の基本姿勢」「傾聴・コミュニケーション」はマイク・カメラ機能が必要です。これ以外の講義はマイク・カメラ機能がなくても受講は可能ですが、その場合、発言や質問はできません。



* 〈人権担当者入門コース〉は、受講者がフィールドワークをAコース・Bコースより1コースを選択して受講いただくため、指定科目数は7科目となります。
* 〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員養成コース〉と併せて人権問題科目群（前期・28科目全て）の履修（申込）も必要です。（P.7参照）

令和3（2021）年度　大阪府人権総合講座（前期）　**【人権問題科目群】**カリキュラム

■1科目から選択が可能です

* 〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員養成コース〉と併せて人権問題科目群（前期・28科目）の全科目の履修が必要です。
* 人権問題科目群は全て「講義」形式のため、カメラ・マイク機能がなくても受講は可能ですが、その場合、発言や質問はできません。
* 録画映像で実施する場合があります。



■受講の流れ

受講申込書は一般財団法人大阪府人権協会のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.jinken-osaka.jp/2021/07/22020_1_4.html>

8月17日（火）の開講式・オリエンテーションに引き続き、大阪府人権擁護士に関するガイダンスを行います。

≪大阪府人権擁護士資格取得についてのお知らせ≫

　大阪府人権擁護士の資格取得には、前期**〈人権相談員養成コース〉の修了**（人権相談員養成コースと人権問題科目群（前期）の全科目の履修）、及び後期開講の〈人権相談員スキルアップコース〉と〈人権相談員専門コース〉の修了及び履修が必要です。

詳しくは、大阪府人権局人権擁護課のＨＰをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/yougosi/index.html>

* 大阪府人権擁護士に関するお問い合わせ先：大阪府人権局人権擁護課

TEL：06-6210-9283　　FAX：06-6210-9286　　Eメール： [jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

≪オンライン（Zoom）について≫

・受講者各自が、最新のコンピュータウイルス対策等がなされている機器を使用して受講してください。

・当協会は受講によるコンピュータウイルス感染や第三者の妨害等行為など、不可抗力によって生じた損害等に一切の責任を負いませんのでご了承ください。

・事前に必ず、下記URLにてZoomミーティングシステムの接続テストを実施の上、お申し込みください。

* Zoomミーティング接続テストURL： <http://zoom.us/test>

・Zoom利用にあたっての操作方法等の問い合わせ対応やサポートはできませんのでご了承ください。

* Zoom及びZoom（ロゴ）は、Zoom Video Communications, Inc.が提供するシステムです。

問い合わせ・受講申込み先

一般財団法人大阪府人権協会　　担当：本郷（ほんごう）

〒552-0001　大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL：06-6581-8613　　FAX：06-6581-8614

Eメール： [info@jinken-osaka.jp](mailto:info@jinken-osaka.jp)